

議題3 受動喫煙対策事業について（報告）

1 寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例について

子どもに受動喫煙を生じさせないための措置を講じることにより、子どもの健やかな成長に寄与するとともに、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の維持を図るため、令和2年10月1日から「寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例」が施行されています。

●条例のポイント

(1) 喫煙禁止場所（努力義務）

- ア 家庭等で子どもが一緒にいる部屋
- イ 子どもが同乗している自動車の車内
- ウ 公園、ちびっこ老人憩いの広場
- エ 学校や保育所等の周囲、通学路
- オ その他子どもの周囲（子どもを中心に、約半径7メートルの範囲）

(2) 喫煙禁止場所（路上喫煙禁止区域）

ア 京阪寝屋川市駅周辺



イ 京阪香里園駅



ウ 京阪萱島駅



エ JR寝屋川公園駅



※喫煙中止命令に違反した場合、1,000円の過料に処する

2 条例の周知・啓発業務について

- (1) 委託による路上喫煙禁止区域内の巡回啓発（令和2年度から継続）
- (2) 啓発看板やリーフレット等の設置・配布（令和2年度から継続）



<p>条例のポイント</p> <p>1 次の場所での喫煙はご遠慮ください 家庭等で子どもが一緒にいる部屋 子どもが乗車している自動車の車内 公園、ちびっこ老人憩いの広場 学校や保育所等の周囲、通学路 その他の子どもの周囲</p> <p>2 市内鉄道4駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定しています 違反すると1,000円の過料が科せられる場合があります ※加熱式たばこを含みます</p>	<p>条例に関するQ&A</p> <p>Q1 公園や通学路では、子どもがいない時間帯に関わらず場所に対して制限を設けています。喫煙はご遠慮ください。 A1 加熱式たばこも規制の対象になりますか? A2 健康増進法の内容等を参照し、喫煙の要約をご覧ください。 Q2 空気清浄機や換気扇を稼働すれば、子どもが同室でも喫煙していいですか? A3 空気清浄機ではたばこの煙に含まれる有害物質を除去できません。換気扇を回しても十分な換気にはなりません。子どもが同室の喫煙では喫煙しないようにしてください。 Q3 罰則はありますか? A4 路上喫煙禁止区域で喫煙をした場合、過料1,000円を科せられる場合があります。</p> <p>※罰則は「寝屋川市条例（条例第10号）」をご覧ください。 寝屋川市 受動喫煙防止 課 TEL:072-829-7771</p>	<p>寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例</p> <p>みんなで守ろうよ、たばこのルール!</p> <p>は い血は？ ポイ捨てしようとしてないか？ ち よっと待って！ 周りが迷惑してるかも か んがえてイルカ？ 子どもの健康 受動喫煙 つ いやっちゃん！？ 歩きたばこは危険だゾウ き つ煙所 決まった場所で吸いまヒョウ!</p>	<p>寝屋川市喫煙スローガン「は・ち・か・づ・き」</p> <p>市民（物理的距離）を中としたスローガンを策定し、喫煙スローガンを策定しました。</p> <p>は い血は？ ポイ捨てしようとしてないか？ ち よっと待って！ 周りが迷惑してるかも か んがえてイルカ？ 子どもの健康 受動喫煙 つ いやっちゃん！？ 歩きたばこは危険だゾウ き つ煙所 決まった場所で吸いまヒョウ!</p> <p>※罰則は「寝屋川市条例（条例第10号）」をご覧ください。 寝屋川市 喫煙スローガン 課 TEL:072-821-4055</p>	<p>路上喫煙禁止区域</p> <p>赤色の枠が路上喫煙禁止区域です</p> <p>※禁煙のマークは路上喫煙禁止区域にのみ設置されています</p> <p>※禁煙のマークは路上喫煙禁止区域にのみ設置されています</p>	<p>思い立ったらすぐ禁煙！</p> <p>～禁煙のメリット～ 禁煙の効果はその日から得られます</p> <table border="1"> <tr> <th>禁煙期間</th> <th>禁煙効果</th> </tr> <tr> <td>20分後</td> <td>血中のニコチン濃度が低下</td> </tr> <tr> <td>8時間後</td> <td>血中のニコチン濃度がほぼ消失</td> </tr> <tr> <td>1週間後</td> <td>心臓の血管が元の状態に戻る</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月後</td> <td>気管支の炎症が軽減</td> </tr> <tr> <td>2年後</td> <td>肺癌の発症率が半減</td> </tr> <tr> <td>5年後</td> <td>肺がんの発症率が半減</td> </tr> </table> <p>禁煙による心臓への負担を軽減し、乳がんのリスクを減らすことができます。</p> <p>たばこをやめられない！...それは、ニコチンの依存症という病気だから！</p> <p>禁煙のサポートには、各自治体の禁煙支援センターが役立ちます。</p> <p>禁煙支援センター 寝屋川市健康増進課 禁煙支援センター TEL:072-829-7771</p>	禁煙期間	禁煙効果	20分後	血中のニコチン濃度が低下	8時間後	血中のニコチン濃度がほぼ消失	1週間後	心臓の血管が元の状態に戻る	1ヶ月後	気管支の炎症が軽減	2年後	肺癌の発症率が半減	5年後	肺がんの発症率が半減
禁煙期間	禁煙効果																		
20分後	血中のニコチン濃度が低下																		
8時間後	血中のニコチン濃度がほぼ消失																		
1週間後	心臓の血管が元の状態に戻る																		
1ヶ月後	気管支の炎症が軽減																		
2年後	肺癌の発症率が半減																		
5年後	肺がんの発症率が半減																		

- (3) 小学校4年生を対象としたコチニン値測定（令和3年度から5年度まで）
- (4) 寝屋川市喫煙スローガン「は・ち・か・づ・き」の策定（令和4年度）

寝屋川市喫煙スローガン「は・ち・か・づ・き」

「は」 い血は？ ポイ捨てしようとしてないか？

「ち」 よっと待って！ 周りが迷惑してるかも

「か」 んがえてイルカ？ 子どもの健康 受動喫煙

「つ」 いやっちゃん！？ 歩きたばこは危険だゾウ

「き」 つ煙所 決まった場所で吸いまヒョウ！

- (5) 路上喫煙防止指導員による路上喫煙禁止区域内の啓発（令和6年度）
- (6) 未就学児、小・中学生の保護者へ、(3)で得た知見を含んだ啓発リーフレットの配布（令和6年度）

3 小学校4年生を対象としたコチニン値測定について

子どもの受動喫煙を防止し、家庭内での意識の高揚等を図るため、令和3年度から5年度まで、市立小学校4年生の希望者を対象に、コチニン（※）値測定を行いました。

（※）：ニコチンが体内で代謝される際に生成される物質

以下は、3年間の測定結果をまとめた表です。コチニンの含有量を測定することで、受動喫煙の状況を数値で把握することができます。

「子どもの前では吸わない」「台所やベランダで吸っている」などの対策を講じたとしても、受動喫煙を完全に防ぐことは困難であることが読み取れる結果となっています。

<測定値の区分>

高：受動喫煙が生じている可能性が高い

中：受動喫煙が生じている可能性がある

低：受動喫煙が生じている可能性が低い

<測定結果>

家庭内の喫煙者	児童周囲での喫煙	コチニン値測定						測定数計	
		低		中		高			
いない	なし	1,151	93.3%	48	3.9%	34	2.8%	1,233	54.4%
いる	あり	351	63.6%	75	13.6%	126	22.8%	552	24.3%
	なし	392	81.2%	48	9.9%	43	8.9%	483	21.3%
	小計	743	71.8%	123	11.9%	169	16.3%	1,035	45.6%
合計		1,894	83.5%	171	7.5%	203	9.0%	2,268	100.0%

4 路上喫煙防止指導員による路上喫煙禁止区域内の啓発について

令和6年6月10日から、路上喫煙防止指導員による市内4駅周辺の路上喫煙禁止区域での取締り及び啓発を行っています。指導員が路上喫煙禁止区域内での喫煙者を発見次第、喫煙中止命令を行い、命令に従わない場合は所定の手続きを経た上で、過料（1,000円）の徴収を行います。

以下は、6月～7月分の事業実績です。

		寝屋川市駅			香里園駅			萱島駅			JR寝屋川公園駅			合計
巡回数		午前	午後	合計	午前	午後	合計	午前	午後	合計	午前	午後	合計	
6月	路上喫煙者（現認）	25	11	36	14	13	27	7	7	14	2	1	3	80
	路上喫煙者声掛け	22	11	33	13	13	26	7	7	14	2	1	3	76
	条例趣旨説明	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	中止命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	違反行為の告知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	弁明の機会の付与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	各種書類の交付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	過料の徴収	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	領収書の発行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	49	22	71	27	26	53	14	14	28	4	2	6	158
		寝屋川市駅			香里園駅			萱島駅			JR寝屋川公園駅			合計
巡回数		午前	午後	合計	午前	午後	合計	午前	午後	合計	午前	午後	合計	
7月	路上喫煙者（現認）	18	24	42	9	20	29	7	8	15	3	4	7	93
	路上喫煙者声掛け	17	22	39	9	19	28	7	7	14	3	4	7	88
	条例趣旨説明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中止命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	違反行為の告知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	弁明の機会の付与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	各種書類の交付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	過料の徴収	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	領収書の発行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	35	46	81	18	39	57	14	15	29	6	8	14	181

以 上